

改正

平成13年3月23日要綱第1号

平成21年3月26日規則第1号

平成28年3月10日要綱第3号

平成31年1月29日告示第1号

令和2年3月26日告示第10号

越谷・松伏水道企業団水道料金使用水量認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年条例第5号）第24条第2項の規定に基づく使用水量の認定に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「使用水量の認定」とは、水道メーターの故障、検針不能等のため検針水量が不明のとき又は漏水等により異状水量があるときの料金算出基準となる期間について、使用水量を認定することをいう。
- (2) 「使用水量」とは、料金の対象となる水量をいう。
- (3) 「検針水量」とは、検針日における指針値から前回検針日の指針値を差し引いた水量をいう。
- (4) 「異状水量」とは、検針水量のうち、使用者が使用しなかったと認められる水量をいう。
- (5) 「漏水量」とは、異状水量のうち、漏水によると認められる水量で、検針水量から実績使用水量を差し引いた水量をいう。
- (6) 「実績使用水量」とは、次のいずれかの水量をいう。ただし、メーター口径13～25mmで実績使用水量が2か月で16m³に満たないときは、16m³とみなした水量をいう。
 - ① 前3期内の平均使用水量
 - ② 前期の使用水量
 - ③ 前年同期の使用水量
 - ④ 使用実績がない場合は、次のいずれかの水量とする。

ア 水道使用開始又は検針後、10日以上、1日平均使用水量に算出対象日数を乗じて求めた水量

イ 次期又は次々期の検針水量

(7) 「暫定認定」とは、水道使用者不在等により検針できない場合に後日精算することを前提として、暫定的に使用水量を認定することをいう。

(8) 「確定認定」とは、異状水量等の場合に、一定の根拠に基づき算出した水量を当該調定期の使用水量とみなすことをいう。

(対象範囲)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、使用水量の認定を行うものとする。

(1) メーターの破損、不回転、逆取付け等の原因により、使用水量を正確に計量することができない場合

(2) 水道使用者の不在、メーターの埋水没、障害物、工事等により検針できない場合

(3) 誤針、誤調定等により水量を更正し、認定する必要がある場合

(4) 契約締結後の初回検針において、異状水量がある場合

(5) 水道使用者及び管理者が善良なる注意と管理を行っていても、容易に発見することができなかった地下漏水等で、速やかに修理を完了した場合

(6) 企業団の責に帰すべき理由により発生した濁水がメーターで計量された水量に含まれている場合

(7) その他企業長が特別な理由があると認めた場合

(対象除外)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、使用水量認定の対象としない。

(1) 故意又は過失と認められる漏水の場合

(2) 漏水の事実を知りながら放置していた場合

(3) 漏水の事実が容易に確認できる蛇口、トイレ、給湯器及びそれに準ずる器具等から漏水の場合

(4) 企業団に責任のない他の工事等の事故により漏水した場合

(5) 給水装置工事の竣工後、1年以内に発生した漏水の場合

(6) 漏水修理後、1年以内に同一場所から漏水があった場合

(7) 給水装置の構造、材質等について、改善指導を行っても施工しない場合

(8) 漏水修理完了の属する月の水道料金を除き、その前後で納入期日を過ぎた水道料金に未納

がある場合。ただし、水道料金納入後は認定対象とする。

(対象期間)

第5条 第3条に係る対象期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 第3条第1号から第4号まで又は第6号に該当するときは、認定を必要とする調定期分について対象とする。
- (2) 第3条第5号に該当するときは、漏水発見又は修理完了の日の属する調定期分のうち、漏水量が多い1調定期分を対象とする。ただし、修理の遅延等がやむを得ないと認められる場合であって、2調定期の検針水量が実績使用水量の100分の120を超える場合は、対象とすることができる。
- (3) 前2号にかかわらず特別な事情がある場合は、別に企業長が定める。

(認定方法)

第6条 第3条に係る使用水量は、次の各号により認定するものとする。

- (1) 第3条第2号に該当するときは、暫定認定として実績使用水量等を考慮した水量を使用水量とする。ただし、原則として次期使用水量認定の際に精算又は調整するものとする。
- (2) 第3条第1号、第3号、第4号又は第6号に該当するときは、確定認定として実績使用水量等を考慮した水量を使用水量とする。
- (3) 第3条第5号に該当するときは、確定水量として、漏水量から漏水量に2分の1を乗じて得た水量を除いた水量に実績使用水量を加えた水量を使用水量とする。ただし、メーター口径25mm以下の漏水において、漏水量が実績使用水量の3倍を超える場合は、次のア又はイに掲げる水量のうち、いずれか少ない水量を使用水量とする。

ア 本文に規定する使用水量

イ 実績使用水量の3倍の水量に実績使用水量を加算した水量

- (4) 前3号にかかわらず特別な事情がある場合は、別に企業長が定める。

(端数計算)

第7条 この要綱により算出する水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第8条 第3条第5号の認定を受けようとする場合は、上下水道使用水量認定申請書(第1号様式)を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は使用水量認定後、上下水道使用水量認定通知書(第2号様式)を送付する。

(その他)

第9条 この要綱により処理しがたい場合は、別に企業長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日要綱第3号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月29日告示第1号)

この告示は、平成31年1月29日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日告示第10号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の越谷・松伏水道企業団水道料金使用水量認定要綱第5条及び第6条の規定は、この告示の施行の日以後に判明した漏水による使用水量の認定から適用し、同日前に判明した漏水による使用水量の認定については、なお従前の例による。